

NEC 現代奴隷と人身取引に関する声明文（仮訳）

この現代奴隷と人身取引に関する声明文は、2015年英国現代奴隷法第54条（1）に基づき、日本電気株式会社（以下「当社」といいます。）および上記法律の適用範囲内の連結子会社（NEC Europe Ltd.、NEC (UK) Ltd.、NEC Software Solutions UK Limited および Netcracker Technology EMEA Limited を指し、当社と併せて、以下「報告会社」といいます。）が作成したものです。

この声明文は、報告会社のサプライチェーンや事業活動における現代奴隷や人身取引の発生を防止するために、報告会社が2024年3月期（以下「2023年度」¹）に行った取り組みを概説しています。

本声明は、2024年9月27日付で当社の取締役会にて決議しております。

a) NEC グループの体制、事業およびサプライチェーン

当社は1899年に設立し、本社は日本の東京にあります。

当社および連結子会社からなる NEC グループの総従業員数は105,276名（2024年3月31日現在）で、2023年度の年間売上高は3兆4,773億円です。NEC グループの事業の詳細は、以下を参照ください。

<https://jpn.nec.com/profile/corp/profile.html>

NEC グループは、「安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します」を Purpose(存在意義)として、IT サービス事業、社会インフラ事業などを推進しています。

また、NEC グループは、世界中の調達取引先から部品や電子機器、ソフトウェア、保守やその他ソリューションなどを調達しています。2022年度の連結調達額の割合は、日本66%、アジア13%、北米11%、EMEA9%、中南米1%となっています。

b) 現代奴隷と人身取引に関する NEC グループの関連方針・規程等

NEC グループでは、人権の尊重を、「[NEC Way](#)」の行動原則「Principles」の1つに位置づけるとともに、NEC グループ行動規範「[Code of Conduct](#)」でも、NEC グループの役員から従業員に至るまで、一人ひとりが守るべき規範として明示しています。

加えて、NEC グループは、国際人権章典、国際労働機関（ILO）中核的労働基準、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）、経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針、国連グローバル・コンパクト10原則²などを支持しています。「[NEC グループ人権方針](#)」は、有期契約社員・嘱託・パートタイマーを含む NEC グループ

¹ 以下、他の年度も同様に表記します。

² 当社は2005年に署名しています。

の全役員・全従業員に適用しており、該当地域の国内法令が国際的に認められた人権と両立できない場合には、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求することなどを謳っています。また、NECグループは、調達取引先、ビジネスパートナー、お客さまにも、「NECグループ人権方針」のご理解とともに、人権の尊重に努めて頂くよう、働きかけています。さらに、調達取引先に対しては、「[NECグループ調達基本方針](#)」や「[サプライチェーンにおける責任ある企業行動ガイドライン](#)」を周知し、遵守を求めています。

c) NECグループの事業活動およびサプライチェーンにおける現代奴隷と人身取引に関するデュー・ディリジェンス・プロセス

(1) 推進体制

- ・ 「NECグループ人権方針」に基づく NECグループにおける取り組みは、当社 CEO が統括しています。
- ・ 当社は人権に関連するリスクについて、リスク・コンプライアンス委員会で定期的に討議を行っています。
- ・ 当社のサステナビリティ推進担当役員（CFO）が、定期的に取り締役に人権尊重の取り組み状況を報告しています。
- ・ 取締役会はその進捗状況をモニタリングしています。
- ・ 当社を除く報告会社の取り組みは以下を参照ください。
- NEC Europe Ltd.および NEC (UK) Ltd.の取り組み
http://uk.nec.com/en_GB/emea/about/policy/modern_slavery_and_human_trafficking_statement.html
- NEC Software Solutions UK Limited の取り組み
<https://www.necsws.com/modern-slavery-statement/>
- Netcracker Technology EMEA Limited の取り組み
<https://www.netcracker.com/modern-slavery-statement.html>

(2) 人権デュー・ディリジェンス・プロセス

- ・ 当社は、ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）に則り、当社の顕著な人権課題を核に、人権デュー・ディリジェンスを推進し、活動目標および KPI の設定や、進捗管理、透明性のある情報開示を行い、適時、取締役会に報告しています。
- ・ 当社は人権デュー・ディリジェンスの実効性をより高めるべく、人権影響評価を適宜実施しています。影響評価の履歴は以下を参照ください。
<https://jpn.nec.com/sustainability/ja/social/humanrights.html>
- ・ 2021 年度以降は、以下を NEC にとっての顕著な人権課題に特定しています。当社では、人権課題ごとに人権デュー・ディリジェンスに取り組む主管部署を設定しています。

- 新技術と人権（AI と人権）
- 地政学的情勢や紛争影響をふまえた人権リスク
- サプライチェーン上の労働
- 従業員の安全と健康

d) 事業および調達のうち、奴隷および人身取引が行われているリスクがある部分、並びに

当該リスクの評価および管理のために実施した手順

・ 事業

- (1) 従業員の現代奴隷および人身取引の実態は、顕著な人権課題の1つである「従業員の安全と健康」に対する取り組みの一環で確認しています。1997年に設置した「人権啓発推進委員会」で差別の禁止やハラスメントの防止といった人権尊重を目的とした制度の審議や確立を進め、基本的な活動を実施するとともに、社内研修を推進しています。また、2023年度は、労働安全衛生に関する管理強化と人権尊重の取り組み実態の確認のため、国内子会社28社、海外子会社15社に対して、セルフアセスメントチェックを行いました。その結果、人権方針が周知されていない海外子会社については、周知徹底をはかりました。
- (2) NECグループでは、事業活動による人権への悪影響を低減・防止し、人権尊重への取り組みの強化を図るため、人権侵害があった場合に迅速かつ真摯な対応・改善をはかる救済メカニズムとして、コンプライアンス・ホットラインやHRホットラインなどの相談受付窓口を設置しています。

・ 調達

(1) サステナブルな調達の推進体制

- ・ NECグループのサステナブルな調達活動は、チーフサプライチェーンオフィサー（CSCO）の責任の下で進めています。サステナブル調達に関する意思決定は調達統括部長を議長とする調達統括部会議で行っています。
- ・ 海外関係会社については、北米、中南米、ヨーロッパ、中国、ASEANの地域統括会社および当社が直轄する主要な現地法人の調達責任者と、年間の活動方針と計画を整合したうえで、四半期ごとに業務レビューを行い、当社で策定した方針・ガイドラインに則りながら、各国の文化や商習慣に配慮したサステナブル調達を推進しています。
- ・ NECグループでは、サステナブル調達を推進するうえで重点的に対処すべきリスクとして、人権・労働、安全衛生、公正取引・倫理、環境、情報セキュリティおよび品質・安全性の6つを特定しています。2023年度の施策は以下(2)から(5)のとおりです。

(2) 宣言書の取得

NECグループは、調達取引先に対して、基本契約書の締結や「サプライチェーンにおける責任ある企業行動に関する宣言書」（以下「宣言書」といいます。）の取得を通じて、NECグループの方針の履行・遵守を担保しています。また当社は、2025中期経営計画において、企業と社会のサステナブルな成長を支える非財務基盤の強化に向け、「サプライチェーン・サステナビリティ」をESG視点の経営優先テーマ「マテリアリティ」に加え、2025年度末に調達金額75%をカバーする調達取引先から宣言書を取得することをKPIとしました。2023年度末までに、国内外で約13,000社の調達取引先から宣言書を取得しました（調達金額の86%をカバー）。今後も継続的に調達金額75%以上をカバーする取引先から宣言書を取得することを目指します。

(3) 書類による点検

当社からの要求事項に対する調達取引先の遵守状況や取り組み状況を確認するため、「サステナブル調達セルフチェックシート」を用いた点検を実施しています。「サステナブル調達セルフチェックシート」には、「人権」「安全衛生」「環境」「公正取引」「その他」のほか、外国人技能実習生の受入状況詳細や2次以降の調達取引先における人権対策の重要事項も含まれています。2023年度における主な取り組みは次のとおりです。

- ・ 回答を依頼した一次調達取引先1,294社のうち1,194社から回答を受領しました。
- ・ 「得点率」および「クリティカルポイント³」の評価基準に照らして、点検テーマごとに5段階（A、B、C、D、Z）で評価し、回答のあったすべての調達取引先に、点検テーマ別の得点および調達領域ごとの平均点との比較を示したフィードバックシートを発行しました。
- ・ 潜在リスクの可能性が見受けられるZ評価の調達取引先は26社でした。このうち、人権項目でZ評価となった調達取引先は14社でした。Z評価の調達取引先に対しては、実態把握や是正指導などのエンゲージメントを通じて、2024年度上期中に是正が完了することを目指します。
- ・ 2022年度の調査の結果、是正が必要と特定された調達取引先に対しては、是正指導を行い、是正を完了しました。

(4) 訪問による点検

³ 「クリティカルポイント」とは、当社の「サプライチェーンにおける責任ある企業行動ガイドライン」などに照らし、取り組みが未達成の場合、潜在的なリスクがあると判断した設問を指します。クリティカルポイントに関わる取り組みが未実施の調達取引先は、得点率に関わらずZ評価としています。

当社は調達部門による日常的な調達取引先訪問時に、人権、労働・安全衛生、環境分野におけるサステナブル調達の要求事項を点検し、その記録を蓄積する取り組み

(Supplier Visit Record(SVR)) を実施しています。2023 年度は高リスクの地域に属する重要調達取引先⁴を中心に SVR を実施し、120 件のデータを取得しました。人権、労働・安全衛生、環境分野において問題は見受けられませんでした。

(5) リスクベースアプローチに基づく第三者監査

当社は、「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」に基づき、リスクベースアプローチによる取り組みを行っています。

- ・ ステップ 1：「UNGP の実施に係る ICT 部門向けガイド」、国際労働組合総連合 (ITUC) による「地域別人権評価レポートとリスクマップ」等の外部調査結果と当社の調達構造に対する内部分析結果を踏まえ、ICT セクター、地域および当社固有の視点から各々のリスクについて情報収集、評価しました。
- ・ ステップ 2：国際 NPO の BSR の人権影響評価の結果を加味し、優先度の高い事業領域（生産委託など調達取引先の海外工場における製造工程に従事する労働者に対する人権リスク、調達取引先の国内工場における製造工程に従事する外国人技能実習生に対する人権リスク、ソフトウェア開発の長時間労働リスク、施工・保守・点検時の労働安全衛生リスク）を特定しました。
- ・ ステップ 3：上記リスクに関連する調達取引先をマッピングし、潜在的影響の性質や範囲を評価した上で、選定した調達取引先（2021 年度から 2023 年度までで 13 社）に対し、外部監査会社による人権や労働安全に特化した第三者監査を実施しました。当該監査を通じて特定された不適合事項（例：長時間労働、避難経路の不備など）について、国内法およびグローバル基準の人権、労働安全衛生の視点から 4 つのカテゴリ(①対応不要事項 ②改善事項 ③改善事項:優先度高 ④是正事項)で評価した結果を調達取引先へフィードバックし、是正対応を要請しました。なお、2022 年度の監査の結果、是正事項が特定された調達取引先に対して、是正指導を行い、是正は完了しています。

e) NEC グループの事業またはサプライチェーンにおいて現代奴隷および人身取引を防止する取り組みの有効性を測る重要指標

当社では、コンプライアンス・ホットラインや HR ホットラインなどの相談受付窓口への相談内容および件数、「サステナブル調達セルフチェックシート」および実態調査の結果、訪問点検 (SVR) を通じて蓄積した調達取引先の情報、第三者監査と是正

⁴ 「重要調達取引先」とは、調達量、調達する製品の希少性、代替困難性を考慮し、NEC グループがサステナブル調達を推進するために、特に連携する必要があると考える一定の調達取引先を指します。

の進捗状況を踏まえて、2023年度も以下のとおり人権リスクに対する取り組みの有効性を評価しています。

- ・ コンプライアンス・ホットラインやHRホットラインなどの相談窓口に対して現代奴隷や人身取引に関する懸念や通報はありませんでした。
- ・ 2022年度のサステナブル調達セルフチェックシートの人権項目において、Z評価となった調達取引先3社に是正のためのガイダンスを提供し、2023年度上期中に是正を完了しました。2023年度の調査でZ評価となった調達取引先26社については、実態把握と是正指導などのエンゲージメントを通じて、2024年度上期中の是正完了に向けて対応しています。
- ・ 訪問点検（SVR）を通じて取得したデータから「人権」および「労働・安全衛生」に係る問題は見受けられませんでした。
- ・ 2022年度の第三者監査の結果、是正事項が特定された調達取引先に対して、是正指導を行い、是正を完了しました。2023年度に第三者監査によって発見された不適合項目に対しても是正策を実施していきます。

f) NECグループの従業員および調達取引先向けの現代奴隷と人身取引に関する研修

現代奴隷や人身取引を防止するために、当社は以下の教育を実施しています。

- ・ 従業員向け
 - 当社の全従業員および一部の連結子会社・関係会社の従業員を対象に、「ダイバーシティと人権」のEラーニングを毎年実施しています。
 - 当社の全従業員および一部の国内連結子会社の従業員を対象に、サステナブル調達の重要性を啓発するEラーニングを実施しています。
- ・ 調達取引先向け
 - 「戦略サプライチェーンパートナー交流会」に参加した重要調達取引先202社、および「サステナビリティ・情報セキュリティ説明会」に参加した1,770社の調達取引先に対し、サステナブル調達の方針と施策を説明・周知しました。
 - ソフトウェアの重要調達取引先向けに、法務省人権擁護局長などを歴任した当社顧問らが、人権侵害が企業にもたらす影響や、人権尊重に関わるグローバル動向およびNECの取り組みについての講演を行い、50社が参加しました。

また、当社はBSRの会員であり、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの人権デュー・ディリジェンス分科会およびサプライチェーン分科会のメンバーです。このような社外の議論の場に積極的に参加することで最新動向・事例を把握し、

自社のグローバルな人権課題への取り組み改善・強化を図っています。

g) 今後の計画

当社は、以下の事項について継続して取り組みます。

- ・ NEC グループの従業員に対するセルフアセスメントチェックの継続実施
- ・ 当社および国内連結子会社の従業員の過重労働対策の強化
- ・ 当社および主要な連結子会社の調達取引先に対するリスクに基づいた書類点検や監査拡充によるリスク評価・特定の強化と継続的な改善および上流サプライヤへの対応推進
- ・ 人権デュー・ディリジェンスのプロセスと取り組みに関する透明性の高い情報開示

藤川 修

取締役 代表執行役 Corporate EVP 兼 CFO

日本電気株式会社

2024年9月27日